

法人加入による傷害総合保険契約に 関する一考察

—大阪高判令和5年4月14日金法2223号64頁を契機として—

山下典孝

《目次》

- I 本稿の目的
- II 傷害総合保険契約に適用される約款の構成と適用条項
 - 1 約款の構成
 - 2 主契約に係る約款条項と保険契約の法的性質
 - 3 休業保険金支払特約の法的性質
 - 4 法人契約特約との関係
- III 福利厚生目的での利用の場合
 - 1 総合福祉団体定期保険契約との対比
 - 2 福利厚生目的の傷害総合保険契約の利用
- IV 結語

I 本稿の目的

法人自体が保険契約者として保険料全額を負担して、福利厚生目的または政府が運営する労働者災害補償保険（以下「政府労災保険」という）の上乗せとして法定外補償の目的で、当該法人の役員及び従業員全員を被保険者として損害保険会社との間で傷害総合保険契約に加入する場合があるようである¹⁾。

使用者である会社が保険契約者となり、当該会社の役員・従業員全員を被保険者とする傷害総合保険契約において、従業員が労災事故により入院による手術を受けたことにより保険者から会社に支払われた入院保険金・休業保険金・手術保険金の帰属が問題とされた大阪高判令和5年4月14日金法2223号64頁²⁾（以下、「大阪高裁判決」という。）は、訴訟当事者が保険契約者である会社と、被保険者である当該会社の元従業員であり傷害総合保険契約の当事者である損害保険会社は訴訟に関与していなかった。そのため、問題となった傷害総合保険契約に適用される約款条項等を踏まえた判決内容とはなっていない。

そこで、本稿では傷害総合保険契約に適用される約款内容を踏まえながら、法人が福利厚生目的で利用する場合の傷害総合保険契約に係る保険金の帰属に関する問題を中心に検討を行うこととする³⁾。

-
- 1) 政府労災保険のてん補範囲外の補償給付としての法定外給付を行う目的で利用される損害保険商品としては、一般的に、労働災害総合保険（法定外補償保険）がある。保険契約者と被保険者が企業（会社）となり、当該企業の被用者（従業員）が業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用（法定外補償）を支出することによって被る損害について、保険金が支払われるものである。
 - 2) 当該判決の先行研究として、水野信次「判批」銀法908号67頁（2024年）、山下典孝「判批」新・判例解説 Watch 商法176号1～4頁（2024年）がある。
 - 3) 既に山下（典）・前掲注2）2頁以下で検討を行っているが、判決文の事実関係を前提として検討を行っているため、必ずしも実態を反映しているものではない。当該契約に適用される約款条項の内容や他の特約等の関係や実務上の運営を踏まえて再度、検討する必要があると考えた次第である。

II 傷害総合保険契約に適用される約款の構成と適用条項

1 約款の構成

大阪高裁判決で問題となった傷害総合保険契約に適用される約款では、第1章用語の定義条項、第2章傷害条項、第3章被害事故補償条項、第4章基本条項となっており、それらに関係する別表、付表が定められていた。また休業保険金支払特約、企業等の災害補償規定等特約、死亡保険金支払に関する特約、法人契約特約等、多数の特約が設けられていた。

まず、第2章傷害条項で規定されている死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金及び通院保険金、並びに第3章被害事故補償条項に基づく保険金の法的性質、支払対象者について、適用される約款条項を示した上で、説明を行うこととしたい。

2 主契約に係る約款条項と保険契約の法的性質

(1) 適用される約款条項

第1章用語の定義条項では、保険金請求権者の定義として、以下の規定が設けられていた。

第3章被害事故補償条項第1条に規定する被害事故によって損害を被った次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険者（注）
- ② 被保険者の父母、配偶者または子

（注） 被保険者

被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第2章傷害条項で定められている保険金の帰属者に関して第1章用語の定義条項には定義はなく、同様に、休業保険金の帰属者に関する規定は設けられていない。

第2章傷害条項には以下の規定が設けられていた。

第2章 傷害条項

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注1)によってその身体に被った傷害に対して、本章および第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1)傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注1) 急激かつ偶然な外来の事故⁴⁾

以下本章において「事故」といいます。

(注2) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条～第4条 一略一

第4条 (死亡保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金

4) 「傷害総合保険ご契約のしおり約款集」においては、以下の説明がなされている。

「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

受取人に支払います。

(3) 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額×別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合＝後遺障害保険金の額

(2)～(6) 一略一

第6条(入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額×入院した日数(注1)＝入院保険金の額

(2)～(4) 一略一

(注1) 入院した日数

1,000日を限度とします。

第7条(通院保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額×通院した日数(注1)＝通院保険金の額

(2)～(4) 一略一

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

第3章被害事故補償条項では以下の規定が設けられていた。

第3章 被害事故補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次の①または②のいずれかに該当する事故（注1）が保険期間中に発生し、その直接の結果として、被保険者が死亡することまたは被保険者に別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じることによって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注2）に対して、本章および第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故
- ② 運行中の自動車等に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車等との衝突、接触等の交通事故または運行中の自動車等の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、その事故を生じさせた自動車等の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合にかぎります。

（注1） 次の①または②のいずれかに該当する事故

以下「被害事故」といいます。

（注2） 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害

第5条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下本章において同様とします。

第2条～第4条 一略一

第5条（損害額の決定）

（1） 当社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ご

とに、それぞれ別表5に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額(注)を下回るときは、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

(2) 賠償義務者がある場合は、保険金請求権者は、(1)規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)の区分ごとに別表5に定める算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当社が保険金を支払うべき損害の額として、当社に請求することができます。

(3) (2)の場合は、第4章基本条項第24条(代位)(2)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第6条 一略一

第7条(支払保険金の計算)

(1) 1回の被害事故につき当社の支払う保険金の額は、次の①の額から、②から⑧までの合計額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とします。

① 第5条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用

② 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額

③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条(保険金を支払う場合)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額

④ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

⑤ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額

(注1)

⑥ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)によって給付が受けられる場合は、その給付される額

⑦ 第5条(損害額の決定)(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑧ ②から⑦までのほか、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために支払われるその他の給付(注2)で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

(2) (1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第5条(損害額の決定)(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①の額から、②から⑤までの合計額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とします。

① 第5条(損害額の決定)(2)の規定により決定される損害の額および前条の費用

② 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額(注1)

③ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律によって給付が受けられる場合は、その給付される額

④ 第5条(損害額の決定)(2)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑤ ②から④までのほか、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために支払われるその他の給付(注2)で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

(注1) 給付される額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) その他の給付

保険金および共済金を含みません。

第4章基本条項では以下の規定が設けられていた。

第4章 基本条項

第1条～第18条 一略一

第19条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第3章被害事故補償条項における保険金の支払に際し、保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第20条～第23条 一略一

第24条(代位)

(1) 当会社が、第2章傷害条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

(2) 当会社が第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害が生じたことにより保険金請求権者が保険金請求権者債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その保険金請求権者債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

保険金請求権者債権(注)の全額

② ①以外の場合

保険金請求権者債権(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(3) (2)の②の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する保険金請求権者債権(注)は、当会社に移転した保険金請求権者債権(注)

よりも優先して弁済されるものとします。

(4) 保険金請求権者は、(2)により取得した保険金請求権者債権(注)を当社が行使するにあたって、当社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 保険金請求権者債権

損害賠償請求権その他の債権をいい、第3章被害事故補償条項に係る保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を含みます。

以下略

(2) 保険金の支払対象者と法的性質

第2章傷害条項第4条1項では死亡保険金は死亡保険金受取人に支払う旨が定められている。保険法においては、傷害疾病定額保険契約において保険金受取人の概念を定義しているが(保険法2条5号)、損害保険契約には保険金受取人概念は存在しない。

同章第5条1項では後遺障害保険金、第6条1項では入院保険金・手術保険金、第7条1項では通院保険金を、それぞれ被保険者に支払う旨の規定が設けられているが、これは保険金受取人を被保険者とする意図で条項を設けているものと解される⁵⁾。各保険金の支払額は約款上約定された定額給付の支払い内容となっている⁶⁾。第4章基本条項第24条1項では保険代位の対象とならない旨の条項も示されている。

-
- 5) 山下(典)・前掲注2)4頁注2)。他社の約款では保険金受取人として各保険金の支払対象者を被保険者と明確に項目分けして約款で示しているところもある。保険金の支払額の算定等、同じ内容であることを踏まえても、保険金受取人という意味で捉えられることになる。
- 6) 約款第1章用語の定義条項では、通院保険金日額とは、「保険証券記載の通院保険金日額をいいます。」と、入院保険金日額とは、「保険証券記載の入院保険金日額をいいます。」と、保険金額とは、「保険証券記載の保険金額をいいます。」とそれぞれ規定が設けられている。このことから予め約定された定額を給付するものと解されることになる。

各約款条項の関連性も踏まえれば、第2章傷害条項で支払の対象となる各保険金はいずれも定額給付の傷害保険の保険金として支払われるものと解され、第2章傷害条項という傷害保険の法的性質は、傷害疾病定額保険契約（保険法2条9号）となる。請求権代位に関する保険法25条の規定は損害保険契約に適用されるものであり、生命保険契約および傷害疾病定額保険契約には適用されるものではない。第4章基本条項第24条1項は保険代位に関する条項ではあるが、注意的確認的な意味で規定が設けられているものと考えられる。

次に第3章被害事故補償条項に基づく保険金の法的性質はどうなるか。第1章の保険請求権者の定義規定、第3章被害事故補償条項第1条、第5条、第7条は損害てん補を前提とした内容の規定となっていること、第4章基本条項第19条は第3章にのみ適用される重複保険契約（保険法20条）に対応する規定であること、第4章基本条項第24条2項では請求権代位の適用があること、も踏まえれば、被保険者自身の損害をてん補する保険金は傷害疾病損害保険契約（保険法2条7号）、被保険者の父母、配偶者または子固有の損害をてん補する保険金は一般的な損害保険契約（保険法2条6号）と解されることになる。

3 休業保険金支払特約の法的性質

(1) 適用される約款条項

休業保険金支払特約では以下の規定がおかれていた⁷⁾。

第1条 一略一

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合は、この特約に従い、休業保険金を支払います。

(2) 保険期間が始まった後であっても、次の①から③までのいずれかに該当する就業不能に対しては、当社は、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中

7) 2018年10月1日以降の契約に適用される約款以降、休業保険金支払特約は存在していない。

に被った傷害による就業不能

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

③ 被保険者が傷害を被った時が、その傷害を被った時の休業保険契約の保険期間の開始時から、その休業保険契約の保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その傷害によってその休業保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

第3条（被保険者の定義）

この特約における被保険者は、普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者およびその他保険証券記載の者とします。

第4条 一略一

第5条（保険金の支払）

(1) 当会社は、支払対象外期間を超えた就業不能期間に対し、被保険者に休業保険金を支払います。

(2) (1)の休業保険金は、次の算式によって算出した額とします。

保険金日額×就業不能期間の日数＝休業保険金の額

(3) (2)に規定する休業保険金の計算にあたって、平均所得日額が保険金日額より小さい場合は、平均所得日額を(2)の算式の保険金日額として算出します。

(4) 当会社は、いかなる場合においても、対象期間を経過した後の期間に対しては、保険金を支払いません。

第6条～第9条 一略一

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）の就業不能に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、それぞれの保険契約において支払う就業不能期間1日に相当する支払責任額の合計額が平均所得日額を超えるときは、当会社は、次に定める額を休業保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

平均所得日額から、他の保険契約等から就業不能期間1日につき支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条～第13条 一略一

第14条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(2) (2)の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(2) 休業保険金の法的性質

休業保険金支払特約第5条で被保険者に休業保険金が支払われること、第10条で重複保険に関する条項が設けられていること、第14条で請求権代位に関する条項が設けられていること、を踏まえて、当該保険契約の法的性質は傷害疾病損害保険契約(保険法2条7号)と解されることになる。

4 法人契約特約との関係

(1) 法人契約特約の約款条項

法人契約特約の約款条項は以下の通りである。

法人契約特約

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）から第7条（通院保険金の支払）までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。

(2) この特約においては、普通保険約款第4章基本条項第25条（死亡保険金受取人の変更）(9)の規定は適用しません。

(3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(2) 会社が保険契約者兼死亡保険金受取人となる場合の取扱

法人契約特約1項に基づき死亡保険金受取人が支払を受ける保険金は、第2章傷害条項で定める後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金であり、休業保険金特約に基づく休業保険金は対象とされていない。第2章傷害条項で定める後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金は定額給付の傷害保険契約に基づくものである。

そのため、死亡保険金受取人にあるものが、保険金受取人として、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金を受け取ることを意味していることになる。

会社が保険契約者兼保険金受取人となり、被保険者が当該会社の従業員となることから、傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約となるので、当該被保険者の同意がなければ、その効力は生じないことになる（保険法67条1項本文）。

Ⅲ 福利厚生目的での利用の場合

1 総合福祉団体定期保険契約との対比

(1) 総合福祉団体定期保険契約の概要

会社等の団体が保険契約者となり、原則、当該団体の役職員全員を被保険者として、死亡保険金受取人を当該団体とし、当該団体が保険料負担者として生命保険会社との間で締結される総合福祉団体定期保険契約⁸⁾がある。総合福祉団体定期保険契約は他人の死亡保険契約であることから被保険者の同意がなければ、その効力を生じない(保険法38条)。

企業等の団体が総合福祉団体定期保険契約を締結する主な目的は、死亡退職金・死亡弔慰金等の財源を死亡保険金に求めるものであることから、主契約の死亡保険金は、企業等の団体の福利厚生規程に基づく支給額を上回らない範囲で、かつ、保険金額を上限とし支払われることとされている⁹⁾。また死亡保険金受取人となる企業等の団体からの保険金請求がなされた場合には、当該企業等の福利厚生規程に定められた弔慰金・死亡退職金の受給者(死亡した従業員の遺族)が当該契約内容に基づく死亡保険金を受け取ることを了知していることが求められている¹⁰⁾。

被保険者が保険契約者以外の第三者の死亡保険契約であることから、被保険者の同意が必要となり、当該保険契約締結にあたっては、企業等から従業員全員に、保険契約の内容を周知徹底することと、被保険者の個別同意も求められることとなっている¹¹⁾。

総合福祉団体定期保険契約では主契約としての死亡保険契約は、企業等の福利厚生規程で定められた被保険者である死亡した従業員の遺族である受給者に支払うべき給付額に連動した形で死亡保険金の額が決められることとなっている。そのため、実際に、受給者に死亡保険金を原資として、給付金の支払いがなされていないときには、保険者は死亡保険金受取人である企業等に対して保険金を支払わないことと

8) 総合福祉団体定期保険契約に関しては、久保田秀一「総合福祉団体定期保険の開発」生命保険経営 65 巻 3 号 56 頁以下(1997年)、日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務 第4版』(金融財政事情研究会, 2023年)365頁以下〔二木由佳〕参照。

9) 日本生命・前掲注8)366頁〔二木〕, 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-4(3)。

10) 日本生命・前掲注8)366頁〔二木〕, 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-4(4)②。

11) 日本生命・前掲注8)366頁〔二木〕, 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅳ-1-17。

している。

(2) 企業等の法人が福利厚生目的で傷害総合保険契約の死亡受取人となっている
場合

損害保険会社が引受を行う傷害総合保険契約を利用した形で、企業等の法人が従業員の福利厚生目的で契約の加入する場合、被保険者の就業中の傷害死亡を原因として、企業等の法人がいったん死亡保険金を受け取り、その給付を財源として企業等の法人の福利厚生規程に基づき受給者（死亡した被保険者である従業員の遺族）に給付金を支払うという制度設計は総合福祉団体定期保険契約と同様なものと考えられる。この場合に対応する特約として、企業等の災害補償規定等特約、死亡保険金支払に関する特約が設けられている。各特約の条項は以下の通りである。

企業等の災害補償規定等特約

第1条 一略一

第2条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款または付帯された他の特約の規定にかかわらず、企業等を死亡保険金受取人とします。

(2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または付帯された他の特約の規定に従います。ただし、次の①から③までに掲げる金額（注1）を限度とします。

① 保険金の請求書類が次条①の場合

遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額

② 保険金の請求書類が次条②の場合

受給者が企業等から受領した金銭の額

③ 保険金の請求書類が次条③の場合

企業等が受給者へ支払った金銭の額

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、企業等が次条①から③までに掲げる書類を提出できない場合は、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または

付帯された他の特約の規定に従います。ただし、遺族補償額（注2）を限度とします。

（注1） 次の①から③までに掲げる金額

災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。

（注2） 遺族補償額

災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。

第3条（保険金の請求）

企業等が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または付帯された他の特約に定められた書類のほか、次の①から③までに掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）(2)のただし書または同条(4)のただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合は、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

死亡保険金支払に関する特約

第1条 一略一

第2条（災害補償規定等の備え付け）

当社は、この特約により、普通保険約款または付帯された他の特約の規定にかかわらず、企業等を死亡保険金受取人と定める場合は、企業等は災害補償規定等を備え、当社がその提出を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条（保険金の支払）

(1) 企業等が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または付帯された他の特約に定められた書類のほか、次の①から③までに掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類

② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類

③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

(2) 企業等は、やむを得ず死亡保険金受領後に(1)の②または③の書類を提出する場合は、死亡保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

(3) 当会社は、(2)で規定する書類が期日までに提出されなかった場合は、企業等に支払われた死亡保険金の返還を求めることができます。なお、死亡保険金が当会社に返還された場合は、当会社は既に払い込まれた保険料のうち、その返還分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

いずれの特約条項も、総合福祉団体定期保険契約の取扱と同様に、企業等の法人の災害補償規程等に基づく給付金の財源として利用することを目的に、死亡保険金と給付金が連動していること、災害補償規程等に基づく給付金が受給者(死亡した被保険者の従業員の遺族)に支給されていることを確認することや、災害補償規程等の書類等の提出も求められている¹²⁾。また実際に給付が行われていないことが確認できた場合には、一旦支払った死亡保険金の返還も求める内容となっている。

2 福利厚生目的の傷害総合保険契約の利用

(1) 後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金の取扱

第2章傷害条項に基づく後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金を法人契約特約に基づき死亡保険金受取人を保険契約者である企業等の法人とする

12) 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-4(1)(4)参照。

場合も当該法人の役職員の福利厚生目的として利用されているようである。第2章傷害条項では傷害によって死亡した場合に死亡保険金を死亡保険金受取人に支払うこととして、この場合、企業等の法人が死亡保険金受取人となっているのであれば、その目的との関係では、福利厚生目的であることが求められることになるからである¹³⁾。そのため、契約締結の際に災害補償規程等の内容を踏まえて引受けがなされるようである。

一旦保険金は法人に支払われるが、その後、当該保険金を財源として、災害補償規程等に基づき受給者である従業員（傷害総合保険契約の被保険者）に給付金として支払が行われることが前提となっているようである。企業等の災害補償規定等特約や死亡保険金支払に関する特約のような、受給者への給付金の支払い等の確認を行うべき特約が設けられていないが、保険金の支払が法人になされた場合には、それと同時に、受給者である被保険者にもその旨の通知が保険者からなされることとなっているようである。

(2) 死亡保険金との取扱の相違の理由

後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金を被保険者に直接支払うことはせずに、企業の福利厚生目的として、災害補償規程等に基づく給付金の形で、その原資を傷害保険金として利用していることになる。死亡保険金の場合は、既に被保険者が傷害によって死亡しているために、受給者である死亡した被保険者（従業員）の遺族に確実に支払がなされることを確保する意味で、特約等で対応規定が設けられている。他方、死亡保険金を除く定額払い傷害保険金に関しては、被保険者が生存していることから、約款上、特別な特約等を設けることは行っていないようである。被保険者である従業員自らが法人に対し災害補償規程等を根拠に給付金の請求を行うことができるとの考えるによるものと思われる。

IV 結論

企業等の法人が福利厚生目的で傷害総合保険契約に加入する場合、当該法人が死

13) 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-4(1)①参照。

亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金の受取人となっているときでも、当該保険金は、災害補償規程等に基づく給付金の財源に過ぎず、災害補償規程等に基づく受給者に支払われることが前提となっていることを説明してきた。

以上を前提に、大阪高裁判決に関して若干言及した上で、本稿を終えることとしたい。

大阪高裁判決は、第2章傷害条項に基づく入院保険金および手術保険金はいずれも損害保険契約と位置付けているが、これは事実誤認によるものであり、実際には定額給付の傷害保険として検討すべきことになる。

法人契約特約が締結されていることを前提に考えれば、入院保険金および手術保険金は保険契約者兼死亡保険金受取人となっている会社が、受取人となるものと解されることになる。しかし、このような場合も、先述した通り、当該会社の災害補償規程等に基づく給付金として被保険者である従業員は当該会社に対して支払請求を行うことができることになる。

他方、休業保険金に関しては、定額給付の傷害保険ではなく、実損てん補の傷害保険契約に基づく支払のため、被保険者（従業員）から当該会社を受領権限の代理がなされていない限りは、当該会社が受け取れるものではない。何からの支払実務上の誤りがあったのではないかと考えられる。休業保険金は被保険者に対して支払うべきものであり、保険契約者である会社に支払っているのであれば、何らの原因なく会社が取得していることになるので、従業員である被保険者は会社に対して不当利得返還請求が認められることになる。

最後に、法人契約特約に関しては、定額給付型の傷害保険契約における保険金受取人を誰かとする内容の規定であり、片面的強行規定に反することにはならない。

大阪高裁判決は結論において妥当と考えるが、その理由付けや理論構成においては、前提となる事実関係の把握において問題があったのではないかと考える。

[追記]

本稿は、判例研究所2023年度プロジェクト研究の研究成果の1つである。